

令和 6 年度第 3 回 松江市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和 7 年 3 月 26 日（水）19：00～19:55

2 場所 松江市役所 本館 3 階 第 1 常任委員会室

3 出席者

（1）委員 出席 13 名

- ・出席：京分科会長、奥村副分科会長、安部委員、小田川委員、貝谷委員、勝田委員、加藤委員、武田委員、長澤委員、平崎委員、深貝委員、毛利委員、森脇委員
- ・欠席：宮阪委員、高橋委員

（2）事務局

- ・健康福祉部：岸本健康福祉部次長、（障がい者福祉課）川島課長、曾田係長、仲田係長、村田係長、山本係長、三井副主任、柳浦副主任、土井副主任行政専門員、（健康推進課）岸本課長、（松江保健所心の健康支援課）高野課長
- ・こども子育て部：峯こども子育て部次長、（こども政策課）池田課長
- ・教育委員会：（発達・教育相談支援センター）宍道調整官、（図書館事務局）吉野事務局長
- ・松江市社会福祉協議会：（生活支援課）安藤課長
- ・松江市障がい者基幹相談支援センター絆：浅津センター長
- ・機能強化事業所：（厚生センター）青山相談支援専門員、（わこう）福田相談支援専門員

4 議題

1. 協議事項

- (1) 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の評価
- (2) 地域生活支援拠点の整備について

2. その他

- (1) 分科会下部会議の取組状況

5 会議経過

【1. 開会】

○川島課長 ただいまから、令和 6 年度第 3 回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。本日は、お疲れのところ、ご出席いただきありがとうございます。障がい者福祉課長の川島でございます。よろしくお願いします。

本日、健康福祉部長の松原は所用で欠席です。開会に当たりまして健康福祉部次長岸本からご挨拶を申し上げます。

○岸本次長 本日は、夜にもかかわらず分科会へのご出席を頂き、ありがとうございます。

本日の分科会は、日中サービス支援型グループホームの運用状況の評価を審議いただくほか、前回の分科会で議論させていただいた地域生活支援拠点について、前回は踏まえて、あらためて説明させていただく考えでございます。いずれも、障がいのある方が安心して生活をおくるために必要な議題でございます。忌たんのないご意見をよろしくお願いします。

さて、先般 3 月 20 日に松江市手話言語条例の制定を記念したイベント「松江手話フェス」を開催させていただきました。親子向け手話教室や講演会を開催し、お子様も含め、多くの皆様にお越しいただいたところでございます。市としては、このような障がい理解の啓発に取り組む一方、障がいのある方々が地域で安心して暮らせるよう、状況変化に応じながら、支援体制や仕組みについて、引き続き議論をお願いさせていただきたいと思っています。

本日の会議も含めてでございますが、今後の市の取組につきまして、皆さまのご協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

## 【2. 協議事項】

○川島課長 最初に、本日の会議の出欠状況ですが、中央児童相談所の宮阪委員、高橋委員がご欠席ですのでご報告いたします。続いて、次第 2 の協議事項に移りますが、本分科会は、運営規程第 4 条の規定により分科会長が議長となることとなっておりますので、京分科会長に進行をお願いしたいと思います。京分科会長、よろしくお願いします。

○京分科会長 皆様、どうぞよろしくお願いします。審議に入る前に、まず本分科会は松江市情報公開条例の規定により原則公開となりますが、本日の項目の中で、非公開の基準に当てはまるものがありますか。

○曾田係長 失礼いたします、障がい者政策係長の曾田でございます。本日は、非公開に該当する議題はございません。

○京分科会長 それでは、全て公開ということでよろしくお願いします。

## 【2. (1) 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の評価】

○京分科会長 それでは次第によりまして、2 の協議事項に入りたいと思います。最初に、「(1) 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の評価」ということで、事務局から説明をお願いします。

○山本係長 日中サービス支援型グループホームの実施状況及び評価・助言について、ご説明します。まず、あらためて日中サービス支援型グループホームについてですが、平成 30 年 4 月の障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助、グループホームに新たな類型として、昼・夜通じて日常生活の援助や介護を受けられるサービスとして創設されました。重度化・

高齢化に対応するための新たなサービスであります。対象者も重度・高齢化のため、日によっては日中活動サービスの利用が難しい障害者の方の利用も可能で、障害支援区分の制限はありません。また、短期入所の併設が必須で、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場ともなっています。今後は、地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を果たすことが期待されています。

ちなみに、この日中サービス支援型グループホームは、現在、松江市内に2か所ありますが、1か所は、先日3月1日に開所した、ソーシャルインクルー（株）が運営するグループホームでして、開所して間もないため、今回の年次評価及び要望は、NPO法人こだまが運営するグループホームのみとさせていただきます。

日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスをすることが求められておりまして、サービスの質の確保を図る観点から、市が設置する協議会において、開設前及び開設後年1回以上、事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとされております。

今回の流れとしては、先日開催した地域移行・定着・包括ケア連携会議において、日中サービス支援型グループホームの評価、助言案の取りまとめをしておりますので、本日の障がい者福祉専門分科会で最終的にお諮りさせていただいて、事業者への評価・助言とさせていただきたいと思っております。

グループホームこだまですが、令和4年4月1日に開所しておりますので、運営3年目の評価になります。資料1をご覧ください。こだまからの実施状況報告に年間の実施状況をまとめてもらっています。今年度は1名の利用者さんが医療的なケアが必要になり退所され、新しく入居者が入っています。身体障害で区分6の利用者さんが4名、知的障害の区分6と5の利用者がそれぞれ3名入所されています。また、利用者は、基本的には、日中は通所の生活介護を利用されており、日中をグループホームで過ごす際は、利用者の希望を聞きつつ、支援員の方と会話を楽しんだり、音楽鑑賞をしたり、日中も楽しく過ごせる体制づくりをされています。

昨年度、この会議で事業者への評価助言、要望事項は3点あり、1点目が、緊急一時的な短期入所の受け入れを積極的に行い、レスパイト利用に偏った受け入れにならないようにすること。2点目が、地域に開かれた事業運営に努め、地域とのつながりや交流ができるよう具体的な活動の検討をすること。3点目が、利用者の高齢化・重度化・医療的ケア等の多様なニーズへの対応を見据えた、事業運営の在り方を検討すること。の3点でした。

1点目の緊急・一時的な支援については、昨年度の利用実績はありませんでしたが、これは緊急的な利用ニーズがなかったということで、週末の稼働率は50%を超えており、地域の利用ニーズには、十分答えている形です。

2点目の地域交流に努めることについては、開所当初から家族のグループホームへの出入りは自由とされており、週末を中心に利用者の家族や他の利用者さんのご家族と交流する機会はあったということです。地域交流は現在、特段実施されていませんが、グループホーム前の川土手に季節折々の花を植えて、地域の方の憩いのスポットとしての活用や花祭りをする計画をされています。

3点目の多様なニーズを見据えた事業運営については、今年度は医療的ケアが必要な利用者が転居したこともあり必要性はより強く感じておられ、今後は、人員体制や設備面についてより充実したものになるよう体制づくりをする方針であることを確認しております。

資料1の裏面になりますが、このような運営状況を踏まえまして、評価案について、地域移行・定着・包括ケア連携会議で取りまとめさせていただきました。次の2項目となっています。

1項目目は、日中サービス支援型の創設趣旨である、障害支援区分5及び6の重度の利用者のみの受入れをしている点は評価できる。地域で生活する障がい者の緊急一時的な短期入所の受け入れを積極的に行い、レスパイト利用に偏った受け入れにならないようにすること。

2項目目は、行事活動を通じて、家族と利用者との交流を大切にしてきた点は評価できる。入居者にとって、より豊かな生活の場となるよう、地域に開かれた事業運営に努め地域とのつながりや交流ができるよう、具体的な活動の検討及び実施をすること。

以上2案件です。本日はこの案について何かご意見等あれば頂き、最終的には評価・要望（案）について、お諮りいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○京分科会長 ありがとうございました。ただいま説明がありました日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の評価につきまして、皆様からご意見やご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

○毛利委員 日中サービス支援型グループホームについては非常に興味を持って聞かせてもらっています。よく言われるのが、このサービスは入所施設と何が違うのかというところが必ず問われてくるのであって、このグループホームこだまは、山本さんが見られてこここそが特徴だというようなところがあれば教えてください。

○山本係長 創設趣旨である地域での繋がりですね、大きなイベントなどはされていませんけれども、家族さんが、本当に自由に毎日の面会に来たりとか、手伝いをするとか、より家的なところが見られると思っています。それと地域の方との交流なども、周辺地域の方との繋がりをこれから作っていったって、お花を見に来ていただけるような、地域と松江市全体でコスモスとか菜の花とか、四季の花を植えて、川べりを明るくしたいという構想を持ってらっしゃって、段取りを踏んでいらっしゃいます。そういった交流を視野に入れていらっしゃるので、より家庭的なところがあると思っています。

○京分科会長 他にいかがでしょうか。

○森脇委員 グループホームこだまは、緊急一時避難場所として、そして3番目の高齢化、障がいの重度化、医療的ケアや多様なニーズのところの、医療的ケアという部分ですが、お1人退所されたケースのところ、私が担当させていただいています。重い病気をお持ちで、こだまもそう

ですし、新しくできたところもそうですが、医療的ケアの充実というところが、なかなか難しく、移行して過ごしていただいています。どのように充実をしていけるのかというのが、個別的な事例に関わらせてもらっても、なかなかわからない部分ですので、どの程度の医療的ケアが対応できるのか、具体的にどういう医療ができるのかということも見える化していただくと、よりいいと思います。

○京分科会長 事務局で何か意見交換の内容などあればご紹介いただきたいと思います。

○山本係長 医療的ケアが必要になったときに、いろいろ模索されたと聞いていますが、やはり最終的に十分なケアまでは難しいですけど、ナースの配置だったりとか、24時間のサービス提供もありますので、その辺は難しいということで退所になったということです。医療的ケアではありませんが、設備面で、別に基準化していないわけではありませんけれども、重度化高齢化のところで、例えば特殊な浴槽などの設備を今後充実したいということで、将来を見据えて体制を作ろうとされていることは伺っています。

○京分科会長 他にいかがでしょうか。そうしましたら他にご意見がございませんので、こちらでご提案いただきました、事業所への評価要望案を分科会の評価として、ご活用いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、協議事項(2) 地域生活支援拠点の整備についてをお願いします。前回の会議で議題としておりましたが、もう少し説明が必要な案件ということで終わっておりました。追加の説明があるものと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○曾田係長 松江市地域生活支援拠点については、年末の分科会においてご審議いただきましたが、こちらの説明も至らず、回答にも行き違い等ございまして、ご了解いただくところまで至りませんでした。今回はそのときに頂いた質問を青文字で追記しまして、あらためて説明させていただくものでございます。

なお、前回の会議を踏まえて資料を修正しまして3月に下部会議の地域移行・定着・包括ケア連携会議で説明しています。今回は主に修正した部分を説明させていただきます。

最初に「地域生活支援拠点体制とは」というところですが、前回、障がい児の記載がないというご指摘を頂きましたので追記しました。

また、下2行に「初期整備をして以降、状況の確認等を通じて必要な機能を付与していくことで安心につなげていく」旨を追記しています。これも前回の意見の中で、「地域生活支援拠点では緊急時の対応が特に取り上げられているが、それだけではなくて、もっと広い機能であったり、必要なものを用意して障がいのある方の地域生活を支える体制である」というご意見を頂きました。全くそのとおりでございまして、国が示す標準的な機能は緊急対応以外にも機能がありますし、それ以外でも体制を運用する中で、必要な機能を追加していくと考えていますので、他の部分でも記載がありますが、あえて、この2行をここに追記したものです。

それ以降しばらく変更はありませんが、「2 基本的な考え方」として、「面的整備」を行うこと、「小さな形で初期体制を構築」すること、また重点的に取り組むこととして、機能として「相談」から「専門的人材の確保養成」までの4つの機能がありますが、特に今回は「相談」「緊急時の受入」についてフロー化に重点を置いていることを記載しております。

2 ページでは、初期整備によるメリットを記載しており、特に変更していませんが、「緊急時におけるサービス利用の円滑化」、また拠点に参加する事業所はサービス提供等に応じて加算対象となることを記載しています。

続いて、地域生活支援拠点の拠点概要です。4つの機能を備えますが、内容については前回説明していますので割愛します。

3 ページ目です。地域生活支援拠点コーディネータを基幹相談支援センター絆に担っていただくことを記載しています。コーディネーターの主な役割は、①②にある緊急時等の対応もありますが、③地域移行の推進ということで、施設、病院と連携し、可能なところから地域移行に向けた調整を図っていただくことや、次の④人材育成・ネットワークに記載のとおり、人材の研修や、地域の支援機関等との連携体制を整え、拠点体制の運営や機能の充実などを、市も一緒になってですが、担っていただくことです。

次のページは、拠点機能を担う事業所の届出のフローです。緊急時受入れ等の機能を担っていただくにあたり、あらかじめ届出を頂く必要がありますので、届け出を障がい者福祉課に提出いただく図となっています。

続いて、4 ページ、5 ページ目では、「相談」、「緊急時の受入・対応」の機能の基本的な流れを記載しています。緊急時に備えては、本人方の希望に応じてですが、あらかじめ利用登録を行っていただくこととしております。利用登録に頂いた情報は、相談支援事業所、絆、また緊急時にサービス提供が見込まれる事業所等との情報共有を行い、緊急時には円滑にサービス提供につなげていくという流れを記載しています。

その中で青文字で「十分な情報共有」と記載しています。前回の分科会で「利用者の情報として、利用届といった紙を単に渡すだけではなく、都合の悪いところも含めてしっかりと情報共有してほしい」というご意見を頂きました。当然のことではありますが、「十分な情報共有」という表現を追記しました。

続きまして6 ページ、7 ページ目です。8「検討体制」では下部会議の地域移行・定着・包括ケア連携会議で検証を行う旨を記載しています。次の9「留意事項」において、青文字で追記したところが幾つかあります。前回話題になりましたのが加算についての質疑で、その点について多めに追記しています。留意事項として記載した内容はある意味端的でして、拠点を担う事業所は国の基準に基づき、加算を得ることができるということを記載しています。ただし、前回の質疑がもう少し細かい内容でしたので、続いて補足ということで追記しています。

補足の①は、相談支援事業所の「地域生活支援拠点等相談強化加算」についてで、この加算は緊急時に短期入所の利用のために情報提供や調整を行った場合に得られる加算でして、短期入所以外のサービスを調整した場合は国の基準によりますが加算の対象とならないことを明記しています。これは、前回の分科会というより、その他の場面で幾つかの事業所に「この

加算は短期入所以外のサービスを調整した場合でも取得できる」という誤解が見受けられましたので、念のため書き添えたものです。

続いて、②「加算対象となる緊急対応の要件」ですが、これは前回、緊急とは何かというご発言もあったので、補足で書いているものです。緊急時とは一般論ですが暮らしの中での急変であると考えておまして、なかなか一概に言えないものと思っています。また、サービスによっては緊急時加算の要件も異なることを踏まえて、これまでのワーキング会議でも一律な定義づけは難しいということで、定義づけは行っていません。よって、様々な緊急時はあると思いますが、障がいのある方の緊急時にしっかり対応すること、これは今も行っていると思いますが、それが加算の要件を満たすのであれば加算を得るという考え方でよいものと考えています。ちなみに例示として3つの緊急時の加算の要件を記載をしておまして、それぞれが少しずつ要件が異なっているという例示ですのでご参考にしていただければと思います。

続いて、③「緊急時利用登録をしていない人への緊急時のサービス提供」です。これは、利用登録していない人は緊急サービスを受けられないのではないかと、懸念といたしますか、疑問にお答えするものでございます。緊急時利用登録をしていない人でも、緊急時には相談員の調整により緊急サービスを利用できます。現状の運用もそのように行っていますので、現状どおり利用できます。このようなケースで拠点を担う事業所がサービス調整を提供した場合は、国の基準に基づく加算を得ることができます。緊急時利用登録をしておいても、していなくても、調整の上で緊急サービスは利用できますが、利用登録というものはあらかじめ緊急時を想定し、情報共有をしておくことで、速やかなサービス利用、また事業所も円滑にサービス提供ができるよう事前準備をするというものですので、最後につけています。

次に、15 ページをご覧ください。3つほど事例を記載しています。前回どのようなケースを想定しているかというご質問がありましたので用意したものです。事例1と2は他市の実際の事例を引用したもので、事例3は当方で作った事例です。事例1は本人は60代男性で知的障がい、障害支援区分ありです。両親は他界し、精神障がいのある兄と2人で生活しており、兄が生活費管理や精神面での支えとなっていますが、兄が入院した場合に備えて相談があったものです。利用登録をされた後ですが、本人は以前に短期入所を利用したことはあったようですが、一人で寝泊まりは苦手ということで、その後の利用はありません。しかし、相談員の働きかけにより、必要性を理解され、自分に合った短期入所探しに取り組まれるようになった、というところで事例は終わっています。このような利用登録をしても緊急時はなかなかありませんので事例はここで終わっていますが、その後を補足で書いていますが、短期入所施設を選び、施設との情報共有等を行って、緊急時には円滑にサービス利用ができる流れが想定されます。

次に2番目の事例ですが、知的障がい40代の方です。基礎疾患のある70代の父親と2人で生活、母親は入院中、父親に何かあった場合の備えとして登録を希望です。本人はこもりがちで、外出は月2回の移動支援による外出のみ、緊急時の対応を検討する中で、日中活動や短期入所利用、本人の自立を促す関わりが必要と考えられたというものです。登録後ですが、緊急時に備えることを念頭に、日中活動を始め、短期入所も定期的に利用するようになった。居宅介護を導入し、本人の生活面の自立の促しも開始できた。親亡き後を見据え、成年後見や

将来の生活の場について、家族が前向きに考える機会を持つことができた、というところで事例は終わっています。その後、仮に緊急時があった場合は短期入所又は居宅介護を利用する流れが想定されると考えています。

続いて事例3は作った事例ですが、男性40代、精神手帳、障害支援区分あり、経緯としては、70代の母親と2人暮らし、本人は就労B型を利用、家事は母親が行っているが体調が不安。相談員の勧めで、母親の緊急の入院時でも息子が自宅で生活できるよう、あらかじめ利用登録を行ったものです。登録に際して、母親の入院中は居宅介護を利用する方針とし、居宅介護事業所Aとあらかじめ情報共有を行い、支給決定もされたというものです。緊急時の想定として続きを記載していますが、母親が急きょ1週間の検査入院をすることとなったので、方針どおり事業所Aを利用し、母が退院するまでの1週間はAの支援を得て自宅で過ごすことができた。利用登録を踏まえ、親亡き後も考えて、どのように本人の暮らしを整えることができるか、本人家族、また支援者で具体的な検討を行うことにつながった、というものです。

実際の事例は様々なケースがあると思いますが事例を3つあげたものです。今回は基本的には緊急時に備える仕組みですが、登録を踏まえる中で、具体的に今後どのようにしていったらよいか、具体的な検討につながったケースとして記載していますが、そのような啓発効果も期待したいと思っています。

続いて16ページをご覧ください。今回の説明をもちまして体制構築を進めるということでご了承いただけたら、今年の7月には体制としてスタートしたいと考えています。

以上長くなりましたが、補足の説明をさせていただきました。まずは拠点体制を整備すること、以降、機能を検証していき必要な物をプラスしていくという考え方で始めたいと考えています。説明は以上です。よろしくお願いします。

○京分科会長 ありがとうございます。皆様からご質問等をいただければと思います。いかがでしょうか。

○加藤委員 松江市相談支援事業所連絡協議会の加藤です。丁寧な説明ありがとうございました。たくさん事業所が登録してくださるといいと思います。ただ、通常の短期入所ですら人員が不足している現状であり、緊急のショートを受け入れができるか心配しているところです。

○京分科会長 現場の方として、短期入所の確保が難しいのではないのか、というご意見だと思います。いかがでしょうか。

○川島課長 先ほど言われましたように人材不足等あり、縮小というお話もあるかとは思いますが、16ページのスケジュールにありますように、4月以降、この制度の説明等を重ね、広く周知をして、ご理解を頂くことが、これからの方向だと思っています。



○山本係長 短期入所は届け出上は 22 ありますが、委員がおっしゃったように、同性介助を求める上で、必ず使えるかどうか、また夜間の配置が難しく、場合によってはお断りする現状があることは確認しています。

○曾田係長 先ほどありましたように、今の通常の短期入所の中でも人員が足りないということもありますし、場合によっては、満床ということですからすぐに入れないということがある可能性もあると思います。今そのような運用かもしれませんが、片や、あらかじめ備えて、緊急時に 100%ではないかもしれませんが、そこをあらかじめ準備をしておくということは、これまでに比べて円滑性が増すと思いますので、説明会でご説明してご理解を頂いて、ご協力いただけるところに手を挙げていただきたいと考えています。手を挙げていただいたところは、絶対受け入れが可能かと言われますと、そうならない要素はあるかもしれませんが、積極的に受けていただきたいと考えています。

○京分科会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ご質問等ありましたら受けたいと思います。

○貝谷委員 島根県精神保健福祉士会の貝谷です。4 ページの①「相談」機能の表、(利用登録できる人)の下に、「次の状況が現実的に見込まれる人」とありますが、この現実的に見込まれるかどうかの最終的な判断というのは、誰がどのようにするのでしょうか。相談員が必要だと思って、登録しようとしても、基幹センターの方でいやいやこれは、そんなケースでもないでしょうと差し戻されたりとか、あるいは市の方から、支給決定等でこれは該当しないでしょう、みたいなことがあり得るのかどうかですね。

○曾田係長 登録届が出てきたものを、これは違うと戻すことは基本的にはないと思っています。相談支援専門員が受け持っているケースの中で、この世帯は該当性があるという、経験値になると思います。声をかけていただいて、本人や家族が備えておこうとご理解を頂くのも、またご判断かもしれませんが、やはり相談員さんの見識にお頼りするということだと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特にご意見がございませんので、先ほどのスケジュールに従って設置していただきますよう、よろしくお願いします。

続きまして、3 その他「分科会下部会議の取り組み状況」について報告をお願いします。

○曾田係長 資料 3 をご覧ください。前回の分科会以降に開催した下部会議の状況につきましてご報告します。

今年の 1 月に就労支援検討チーム会議を開催し、ご覧の方々にご参加いただきました。令和 5 年頃から就労支援のテーマとして、今年 10 月から施行される就労選択支援の話題が大変大きいところでして、サブチームを設けていますので、そのチームの取り組みを報告いたしま

した。その他、今、様々な事業者に頑張ってもらっている就労継続支援事業、その質の確保というのも重要ではないかというお話がありましたりとか、また相談支援事業所が構成されている相談支援事業所連絡協議会では、余暇支援に取り組んでいきたいというご報告があったりしまして、ざっくばらんな意見交換と情報の共有を図ったところです。

続きまして就労アセスメントワーキング会議は、先ほどの会議のサブチームですが、松江障害者就業・生活支援センターぷらすや、社会福祉法人桑友のご協力を頂き、令和5年度から開催してまして、今年は1月と3月に開催しています。就労選択支援制度開始を見据えて、ワーキングチームのメンバーを小グループに分けて、例えば広報をどうしていくのか、制度がスタートしたときのよりよい運用方法だったり、企業さんの協力を頂く方法ですとか、テーマを分けてグループで検討し、情報共有を行っています。

また、2月には、島根県障害者就業・生活支援センター連絡会の主催で就労選択支援セミナーを開催していただきました。これもワーキング会議の取り組みの一環ということで、厚生労働省の鈴木就労選択支援専門官に行政説明を頂き、またワーキング会議の取り組みを報告させていただきました。

続きまして2番目、地域移行定着包括ケア連携会議を3月4日に開催しました。今日の分科会で議題とした、グループホームのことや、地域生活支援拠点の修正案につきまして、お諮りしました。

次に、障害児支援連携会議を3月13日に開催しました。議題としましては、まつえ障がい福祉ガイドブック児童編を令和元年度に策定しましたが、改定しておりませんでしたので、今回改定したことの報告と、活用について意見交換をしました。このガイドブックは、妊娠中から段々成長していくにあたってこのような制度がありますとお示しする、端的な資料となっていて、今後こういう情報があった方がいいなど、ご意見を頂きながら、充実した内容にしていきたいと思っています。いろいろな場面で、障がいをお持ちのお子さんの親御さんの声を聞くことがありまして、例えば、実際子どもさんが生まれて、少し成長してみたら、障がいの様子が見受けられるということで、全くそのようなことを想定されていなかった親御さんにとっては、この先どうやっていこうかと、将来、二十歳までの時期だけではなくて、それ以降もいろいろな不安があると思います。成長段階でこのような支援があるということをお示しし、なるべく広く見ていただけるような形にできたらと思っています。

その他、最後に書いていますが、生涯学習課と連携して講座を幾つか行っています。下部会議の実施状況につきましては以上です。

○京分科会長 ありがとうございます。下部会議の対応、取り組み状況につきましてご質問、ご意見を受けたと思いますが、いかがですか。よろしいですか。それでは、報告は終わりたいと思いますが、他に皆様から何かありますか、せっかくの機会ですのでお願いします。

○曾田係長 事務局からもう1つご報告です。次長挨拶でも申し上げましたが、3月20日に松江手話フェスを開催させていただきました。条例の記念イベントということで、手話をテーマとした初めてのイベントでしたが盛況でした。松江テルサ1階のオープンなスペースで、親子向け手

話教室を開催しまして、通りかかった皆さんにも教室の様子が見られるような形で行いました。2回構成で各回約1時間で合計54名の方に参加いただきました。

また講演会につきましては、山口県の周南市聴覚障害者協会の会長でいらっしゃいます、塚原先生に講演をいただきました。108名の方に参加いただきまして、塚原先生はろう者ですので、手話通訳の方の音声で言葉を伝えていただき、また、要約筆記の皆さんにご協力いただき、要約筆記で打った文字情報がモニターに映るという形で行いました。また、毎年できるかは分かりませんが、手話言語条例を作りましたので、それに資する取り組みを進めていきたいと思っています。

○京分科会長 ありがとうございます。他皆様からよろしいですか。それでは以上で審議を終えたいと思います。ありがとうございました。

○川島課長 京分科会長、円滑な議事進行ありがとうございました。また委員の皆様には夜に審議をしていただきまして誠にありがとうございました。来週からは4月に入り令和7年度がスタートいたしますが、また引き続きよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、令和6年度第3回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を終了します。本日は誠にありがとうございました。

(以上)